

# にしなり我が町

# 9月号

No.340



編集・発行 西成区役所総務課 〒557-8501 大阪市西成区岸里1-5-20 ☎06-6659-9683 06-6659-2245

西成区役所 ホームページ | 西成区 facebook @nishinarikuyakusyo | 西成区 X (旧Twitter) @nishinarikucho | 大阪市公式 LINE @osakacity | 西成区 Instagram @nishinari\_jagapee

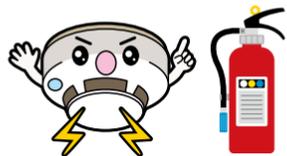
## 9月は 高齢者福祉月間です

### 住みなれたご自宅で安心して過ごすために、各種サービスが利用できます

3 すべての人に健康と福祉を

11 住み続けられるまちづくりを

17 パートナリシップで目標を達成しよう



電磁調理器や火災警報器、自動消火器を給付します(火災警報器と自動消火器は所得税非課税の方のみ)。

**対象** ・65歳以上の一人暮らしの方で、防火の配慮が必要な方  
・高齢者のみの世帯で、防火の配慮が必要な方

急病等の緊急時に対応するため、緊急通報装置を貸与します。受信センターが24時間体制で通報を受信し、協力の方が状況確認します(所得税課税世帯は費用負担があります)。

**緊急通報システム**

**対象** ・65歳以上の一人暮らしの方  
・高齢者のみの世帯



**日常生活用具の給付**

**介護用品**

**敬老優待乗車証**

高齢者を在宅介護している家族の負担を軽減するために、紙おむつなどの介護用品を支給します。



**対象** 次のいずれかに該当する市内にお住いの高齢者(要介護高齢者)を在宅で介護している市内にお住いのご家族(介護者)ただし、要介護高齢者の世帯および介護者の世帯ともに、市民税が非課税の世帯に限ります。  
・介護保険の要介護4または5の方  
・要介護3で介護認定調査票の「排尿」「排便」のいずれかが全介助の方

オオサカメトロが運行する地下鉄、ニュートラムと大阪シティバスが運行するバス(いまざとライナー含む)を1乗車50円で利用できる敬老優待乗車証を交付します。

1乗車 50円



**対象** 70歳以上の方

問合せ 保健福祉課(介護保険) 5階51番窓口 ☎06-6659-9859

## 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業にご協力ください

### 要援護者名簿に係る同意確認・名簿整理



見守り相談室では、ご高齢の方や障がいのある方、難病の方を対象とした要援護者名簿を作成しています。

この要援護者名簿は地域団体や民生委員児童委員、関係機関等、地域で見守り活動を行う団体等に提供しています。

名簿作成にあたり、対象者の方に地域で見守り活動を行う団体等へ情報提供をすることへの同意確認書を郵送しており、同意された方が要援護者名簿に登載されます。未回答の方には見守り相談室が訪問し同意確認を行います。

要援護者名簿を活用することにより、これまで地域で把握できなかったご高齢の方や障がいのある方々が、日常および災害時の見守り活動の対象となることを目的としています。

事業受託者 西成区社会福祉協議会(見守り相談室) 区役所8階 ☎06-4967-4682 ☎06-6656-0668 Eメール csw@nishinari-shakyo.jp



広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません。広告掲載のお問い合わせは総務課(7階72番窓口☎06-6659-9683)へ

広告

広告